

平成29年第1回下仁田町議会定例会会議録第2号（9日）											
招集年月日		平成29年3月7日									
招集の場所		下 仁 田 町 議 会 議 場									
開閉会日時		開 会				平成29年3月 7日午前10時00分		議 長		佐 藤 勇 二	
及 び 宣 言		閉 会				平成29年3月17日午後10時32分		議 長		佐 藤 勇 二	
応（不応）招議員		議席番号	氏 名		出席等の別	議席番号	氏 名		出席等の別		
及び出席並びに		1	小 須 田 肇		○	7	佐 藤 勇 二		○		
欠 席 議 員		2	岡 田 邦 敏		○	8	千 野 榮 治		○		
出席 12名		3	永 井 正 之		○	9	島 崎 紘 一		○		
欠席 名		4	木 暮 弘 元		○	10	堀 口 博 志		○		
欠員 名		5	岩 崎 正 春		○	11	岡 田 武 二		○		
凡 例		6	佐 藤 博		○	12	佐 藤 公 夫		○		
○ 出席を示す											
△ 欠席を示す											
× 不応招示す											
会議録署名議員		12番	佐 藤 公 夫		1番	小 須 田 肇					
職務のため議場に出席したものの氏名		事 務 局 長		樋 口 令 子		書 記		小 井 土 直 也			
地方自治法 第121条に より説明のため出席した者の氏名		町 長		原 秀 男		保健環境課長		猪 野 馨			
		副 町 長		吉 弘 拓 生		農林商工課長		岡 野 弘 行			
		教 育 長		茂 木 学		観 光 課 長		林 通 典			
		総 務 課 長		神 戸 哲		建設ガス水道課長		神 戸 宏			
		地 域 創 生 課 長		永 井 邦 佳		教 育 課 長		大 河 原 順 次 郎			
		住 民 税 務 課 長		堀 口 玲 子							
		会 計 課 長		(住民税務課長兼務)							
健 康 課 長		荻 野 英 雄									

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 報告第1号 議員派遣の件について
- 2 第2号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 3 第3号議案 下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例
- 4 第4号議案 下仁田町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 5 第5号議案 下仁田町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- 6 第6号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 7 第7号議案 下仁田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第8号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 9 第9号議案 中西文庫基金の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 10 第10号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例
- 11 第11号議案 下仁田町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例
- 12 第12号議案 下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 13 第13号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 14 第14号議案 下仁田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 15 第15号議案 下仁田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例
- 16 第16号議案 大河原文庫基金の設置に関する条例を廃止する条例
- 17 第17号議案 下仁田町第5次総合計画の策定について
- 18 第18号議案 下仁田町と南牧村との間における学校給食に係る事務の受託に関する協議について
- 19 第19号議案 平成28年度下仁田町一般会計補正予算（第5号）
- 第20号議案 平成28年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第21号議案 平成28年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第22号議案 平成28年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第23号議案 平成28年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 第24号議案 平成28年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第25号議案 平成28年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第1号）
- 20 第26号議案 平成29年度下仁田町一般会計予算
- 第27号議案 平成29年度下仁田町国民健康保険特別会計予算

- 第28号議案 平成29年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算
第29号議案 平成29年度下仁田町介護保険特別会計予算
第30号議案 平成29年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算
第31号議案 平成29年度下仁田町水道事業会計予算
第32号議案 平成29年度下仁田町ガス事業会計予算
21 陳情第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情

会 議 の 経 過

開 会 平成29年3月9日 午前10時00分

○議長 佐藤勇二 おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1、報告第1号 議員派遣の件について、会議規則第129条第1項の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中に議員派遣がありましたので報告いたします。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第2、第2号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。
総務課長

(神戸哲総務課長 登壇)

○総務課長 神戸哲 命によりまして、第2号議案を朗読し、ご提案申し上げます。

第2号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について、下記の者を下仁田町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、[REDACTED]、氏名、小井土敏明、[REDACTED]
[REDACTED]

平成29年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由、工藤隆男氏が平成29年3月22日をもって任期満了となるためでございます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第2号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議ないものと認めます。よって、第２号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました

○議長 佐藤勇二 次に、日程第３、第３号議案 下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(神戸哲総務課長 登壇)

○総務課長 神戸哲 命によりまして、第３号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第３号議案 下仁田町役場課設置条例の一部を改正する条例、下仁田町役場課設置条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

附則、施行期日、第１項、この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

第２項以下につきましても、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

３ページをお願いいたします。

平成２９年３月７日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(発言する声なし)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第３号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第３号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第４、第４号議案 下仁田町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(神戸哲総務課長 登壇)

○総務課長 神戸哲 命によりまして、第4号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第4号議案 下仁田町個人情報保護条例の一部を改正する条例、下仁田町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第7号を次のように改める。

第7号、情報提供等記録、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

附則、この条例は、平成29年5月30日から施行する。

平成29年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第4号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第5、第5号議案 下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(神戸哲総務課長 登壇)

○総務課長 神戸哲 命によりまして、第5号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第5号議案 下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正及び、3ページ上段4行目をお願いいたします、下仁田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、この改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

4 ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第 1 項、この条例は、交付の日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日より適用する。

経過措置、第 2 項、平成 29 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間は、改正後の第 2 条の 2 中「第 6 条の 4 第 1 号」とあるのは「第 6 条の 4 第 2 項」と、「第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

平成 29 年 3 月 7 日提出、下仁田町長 原秀男。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第 5 号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第 5 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第 6、第 6 号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(神戸哲総務課長 登壇)

○総務課長 神戸哲 命によりまして、第 6 号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第 6 号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例、下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書き中「この場合において、群馬県の区域内及び片道 50 キロメートル未満の県外の日当は、支給しない」を削る。

別表を次のように改める。別表（第 2 条関係）につきましては、日当を削

り、以下の記載内容につきましては改正前と同じでございます。

附則、この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

平成２９年３月７日提出、下仁田町長 原秀男。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第６号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第６号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第７、第７号議案 下仁田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

（神戸哲総務課長 登壇）

○総務課長 神戸哲 命によりまして、第７号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第７号議案 下仁田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、
下仁田町職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第２１条に次の１項を加える。第２項、任命権者は旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長に協議して定める旅費を支給することができる。

附則、この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

平成２９年３月７日提出、下仁田町長 原秀男。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第7号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第8、議案第8号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。議会事務局長に朗読させます。議会事務局長

(樋口令子議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 樋口令子 命によりまして、議案第8号を朗読いたします。

議案第8号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び下仁田町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成29年3月7日、下仁田町議会議長 佐藤勇二様。

提出者、下仁田町議会議員 島崎紘一、賛成者 同 堀口博志、賛成者 同 木暮弘元、賛成者 同 千野榮治、賛成者 同 岩崎正春、賛成者 同 佐藤博。

別紙をお願いいたします。

下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例、下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書きを削り、同条に次の1項を加える。2項、前項に定める旅費の支給については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

別表を次のように改める。別表(第5条関係)、日当部分を削らせていただきます。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提出の理由につきましては、議員への日当支給を行っている町村が減少している現状に伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上です。

○議長 佐藤勇二 朗読が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
議案第8号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第9、第9号議案 中西文庫基金の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。
教育課長

(大河原順次郎教育課長 登壇)

○教育課長 大河原順次郎 命によりまして、第9号議案を朗読し、ご提案申し上げます。

第9号議案 中西文庫基金の設置に関する条例の一部を改正する条例、中西文庫基金の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「4, 924千円」を「平成28年度に保有する4, 924千円から、当該年度以降、必要に応じて図書購入費等に充てた費用を減じて得た額」に改める。

第4条第1項中「中西文庫図書購入費」の次に「等」を加える。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

平成29年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。
第9号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 举手全員であります。よって、第 9 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第 10、第 10 号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。住民税務課長

(堀口玲子住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 堀口玲子 命によりまして、第 10 号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第 10 号議案 下仁田町税条例の一部を改正する条例、第 1 条、下仁田町税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

9 ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第 1 条、この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

以下につきましては、説明を省略させていただきます。

平成 29 年 3 月 7 日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第 10 号議案を原案のとおり決することに賛成の方の举手を求めます。

(举手全員)

○議長 佐藤勇二 举手全員であります。よって、第 10 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第 11、第 11 号議案 下仁田町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長

(大河原順次郎教育課長 登壇)

○教育課長 大河原順次郎 命によりまして、第 11 号議案を朗読し、ご提案申し上げます。

第 11 号議案 下仁田町学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例、下仁田町学校給食共同調理場設置条例の一部を次のように改める。

題名を次のように改める。下仁田町学校給食センター設置条例。

第 1 条の見出しを「設置」に改め、同条中「、下仁田町立学校の給食を行うため」を削り、「給食共同調理場」を「給食センター」に、「調理場」を「給食センター」に改める。

第 2 条の見出し中「調理場」を「給食センター」に改め、同条中「調理場」を「給食センター」に、「下小坂 860 番地の 1」を「下仁田 52 番地 1」に改める。

第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 5 条中「調理場」を「給食センター」に改める。

第 7 条中「調理場にその運営を適切かつ円滑ならしめるため、」を「学校給食を適正かつ円滑に運営するため、給食センターに」に改める。

附則、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 3 月 7 日提出、下仁田町長 原秀男。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第 11 号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第 12、第 12 号議案 下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を健康課長に求めます。健康課長

(荻野英雄健康課長 登壇)

○健康課長 荻野英雄 命によりまして、第１２号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第１２号議案 下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。

２０ページをお願いいたします。

附則、この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

平成２９年３月７日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第１２号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第１２号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に日程第１３、第１３号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を農林商工課長に求めます。農林商工課長

(岡野弘行農林商工課長 登壇)

○農林商工課長 岡野弘行 命によりまして、第１３号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第１３号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例、下仁田町小口資金融資促進条例の一部を次のように改正する。

附則第２項中「平成２９年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に改

める。

附則第４項中「平成２７年度」を「平成２８年度」に、「平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日」を「平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日」に改める。

附則、この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

平成２９年３月７日提出、下仁田町長 原秀男。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第１３号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第１３号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第１４、第１４号議案 下仁田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を建設ガス水道課長に求めます。建設ガス水道課長

（神戸宏建設ガス水道課長 登壇）

○建設ガス水道課長 神戸宏 命によりまして、第１４号議案を朗読し、ご提案、ご説明いたします。

第１４号議案 下仁田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例、下仁田町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

改正内容と経緯につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

最終ページをお願いいたします。

附則、この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

平成２９年３月７日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑は

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第14号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第15、第15号議案 下仁田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。
総務課長

(神戸哲総務課長 登壇)

○総務課長 神戸哲 命によりまして、第15号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第15号議案 下仁田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例、趣旨、第1条、この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1項、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

第2項以下につきましても、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

平成29年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第15号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第16、第16号議案 大河原文庫基金の設置に関する条例を廃止する条例を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。
教育課長

(大河原順次郎教育課長 登壇)

○教育課長 大河原順次郎 命によりまして、第16号議案を朗読し、ご提案申し上げます。

第16号議案 大河原文庫基金の設置に関する条例を廃止する条例、大河原文庫基金の設置に関する条例を廃止する。

附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第16号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第17、第17号議案 下仁田町第5次総合計画の策定についてを議題とし、提案理由の説明を地域創生課長に求めます。地域

創生課長

(永井邦佳地域創生課長 登壇)

○地域創生課長 永井邦佳 命によりまして、第17号議案を朗読し、ご説明、ご提案をいたします。

第17号議案 下仁田町第5次総合計画の策定について、下仁田町議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条の規定に基づき、下仁田町第5次総合計画基本構想を別冊のとおり策定したいので、議会の議決を求める。

平成29年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

別冊の下仁田町第5次総合計画で示す計画期間は平成29年度から38年度までの10年間とし、基本構想の方針は、人口減少と少子高齢化に各政策分野が一丸となって取り組みを進め、町民が地域に根差して愛着と誇りを持ち、住み続けたいと思える満足度の高いまちづくりを進めることといたしました。

計画の要旨、基本構想の内容につきましては省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第17号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第18、第18号議案 下仁田町と南牧村との間における学校給食に係る事務の受託に関する協議についてを議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長

(大河原順次郎教育課長 登壇)

○教育課長 大河原順次郎 命によりまして、第18号議案を朗読し、ご提案申し上げます。

第18号議案 下仁田町と南牧村との間における学校給食に係る事務の受

託に関する協議について、地方自治法第252条の14第1項の規定により、別紙のとおり南牧村と協議のうえ規約を定め学校給食に係る事務の受託を行うことについて、同条第3項により準用する第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成29年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

別紙をお願いいたします。

下仁田町と南牧村との間における学校給食に係る事務の委託に関する規約につきましては、さきの全員協議会においてご説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

失礼いたしました。

内容につきましては省略をさせていただき、裏面をお願いいたします。

附則、1、この規約は、平成29年4月1日から施行する。

2、甲は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例が、甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤勇二 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第18号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 佐藤勇二 挙手全員であります。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第19、第19号議案から第25号議案までを一括議題とし、第19号議案 平成28年度下仁田町一般会計補正予算（第5号）から順次説明を願います。総務課長

（神戸哲総務課長 登壇）

○総務課長 神戸哲 命によりまして、第19号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第19号議案 平成28年度下仁田町一般会計補正予算（第5号）、平成28年度下仁田町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,590万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億2,468万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。
平成29年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。12款分担金及び負担金476万7,000円の減、13款使用料及び手数料2万3,000円の減、14款国庫支出金6,526万9,000円の減、15款県支出金2,876万6,000円の減、16款財産収入14万円の減、17款寄附金652万6,000円の減、18款繰入金2,352万5,000円の減、20款諸収入47万円の減、21款町債5,980万円の減、歳入合計57億59万2,000円から1億7,590万8,000円を減額し、55億2,468万4,000円としたいとするものでございます。

3ページに移りまして、次に、歳出でございます。

1款議会費245万8,000円の減、2款総務費1,140万円の減、3款民生費291万7,000円の減、4款衛生費216万4,000円の減、6款農林水産業費2,767万円の減、7款商工費233万3,000円の減、8款土木費6,849万8,000円の減、9款消防費29万3,000円の減。

4ページをお願いいたします、10款教育費5,078万1,000円の減、12款公債費1,171万2,000円の減、13款諸支出金1万円の減、歳出合計57億59万2,000円から1億7,590万8,000円を減額し、55億2,468万4,000円としたいとするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳管理65万4,000円、3款民生費、1項社会福祉費、臨時福祉給付金（経済対策分）支給事業2,968万7,000円、6款農林水産業費、2項林業費、ぐんま緑の県民基金事業356万円、7款商工費、1項商工費、「道の駅しもにた」再整備事業1億6,134万円、8款土木費、2項道路橋梁費、橋梁維持管理2,911万9,000円、5項住宅費、公営住宅建設事業5,400万円。

6 ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正（変更）でございます。起債の目的、過疎対策事業、限度額6億5,620万円から1,530万円を減額し6億4,090万円に、公営住宅建設事業債、限度額4,450万円から4,450万円を減額しゼロ円に、限度額計8億5,240万円から5,980万円を減額し7億9,260万円にしたいとするものでございます。

なお、記載の方法、利率、償還の方法については補正前と同じで、記載のとおりでございます。

7 ページに移りまして、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。また、9ページの2の歳入及び14ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 以上で一般会計補正予算の説明が終わりました。

続いて、第20号議案 平成28年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、第21号議案 平成28年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び第22号議案 平成28年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第3号）について健康課長に説明を求めます。健康課長（荻野英雄健康課長 登壇）

○健康課長 荻野英雄 命によりまして、第20号議案から第22号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第20号議案 平成28年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、平成28年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,541万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

れ 12 億 5, 582 万 8, 000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 3 月 7 日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。3 款国庫支出金 149 万 5, 000 円の減、5 款前期高齢者交付金 2, 956 万 1, 000 円、6 款県支出金 113 万 9, 000 円の減、7 款共同事業交付金 3, 916 万円の減、9 款繰入金 318 万 6, 000 円の減、歳入合計 12 億 7, 124 万 7, 000 円から 1, 541 万 9, 000 円を減額し、12 億 5, 582 万 8, 000 円としたいとするものでございます。

次に、歳出でございます。3 款後期高齢者支援金等 954 万 7, 000 円の減、7 款共同事業拠出金 587 万 2, 000 円の減、歳出合計 12 億 7, 124 万 7, 000 円から 1, 541 万 9, 000 円を減額し、12 億 5, 582 万 8, 000 円としたいとするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきまして、省略させていただきます。また、4 ページの 2 の歳入及び 6 ページの 3 の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、第 21 号議案をお願いいたします。

第 21 号議案 平成 28 年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、平成 28 年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 万 8, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3, 533 万 7, 000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 3 月 7 日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料112万9,000円、3款繰入金109万1,000円の減、歳入合計1億3,529万9,000円に3万8,000円を追加し、1億3,533万7,000円としたいとするものでございます。

次に、歳出でございます。3款後期高齢者医療広域連合納付金3万8,000円、歳出合計1億3,529万9,000円に3万8,000円を追加し、1億3,533万7,000円としたいとするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきまして、省略をさせていただきます。また、4ページの2の歳入及び3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

次に、第22号議案をお願いいたします。

第22号議案 平成28年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第3号）、平成28年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,352万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,699万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款保険料165万9,000円、3款国庫支出金2,532万円の減、4款支払基金交付金2,513万円の減、5款県支出金1,234万2,000円の減、7款繰入金1,240万8,000円の減、9款諸収入1万9,000円、歳入合計13億6,052万円から7,352万2,000円を減額し、12億8,699万8,000円としたいとするものでございます。

次に、歳出でございます。1款総務費192万1,000円の減、2款保険給付費8,701万1,000円の減、4款基金積立金1,833万5,000円、5款地域支援事業費294万円の減、7款諸支出金1万5,000円、歳出合計13億6,052万円から7,352万2,000

円を減額し、１２億８，６９９万８，０００円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、１の総括につきましては、省略させていただきます。また、５ページの２の歳入及び８ページの３の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 暫時休憩します。

休 憩 午前１０時５８分

再 開 午前１１時０９分

○議長 佐藤勇二 休憩を解いて再開します。

次に、第２３号議案 平成２８年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第３号）、第２４号議案 平成２８年度下仁田町水道事業会計補正予算（第２号）及び第２５号議案 平成２８年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第１号）について建設ガス水道課長に説明を求めます。建設ガス水道課長

（神戸宏建設ガス水道課長 登壇）

○建設ガス水道課長 神戸宏 命によりまして、第２３号議案から第２５号議案をご提案、ご説明申し上げます。

第２３号議案 平成２８年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第３号）、平成２８年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１，５９４万２，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５，９４０万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第２条、地方債の変更は、「第２表 地方債補正」による。

平成２９年３月７日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

第１表、歳入歳出予算補正、歳入、款の区分と補正予算額のみ申し上げます。１款分担金及び負担金３５７万円の減、２款使用料及び手数料５０万１，０００円の減、３款国庫支出金１４８万２，０００円、４款県支出金

379万5,000円の減、6款繰入金132万9,000円の減、8款諸収入17万1,000円、9款町債840万円の減、歳入合計7,534万2,000円から1,594万2,000円を減額し、5,940万円としたいとするものでございます。

歳出、同じく款の区分と補正額のみ申し上げます。1款浄化槽事業費1,544万2,000円の減、3款予備費50万円の減、歳出合計7,534万2,000円から1,594万2,000円を減額し、5,940万円としたいとするものでございます。

次のページをお願いします。

第2表、地方債補正（変更）でございます。起債の目的、浄化槽施設整備事業（下水道事業債）、浄化槽施設設置事業（過疎対策事業債）ともに870万円限度額、1,740万円からともに420万円を減額し、それぞれ450万円限度額、900万円としたいとするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括については省略させていただきます。2の歳入、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、第24号議案をお願いします。

第24号議案 平成28年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則、第1条、平成28年度下仁田町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成28年度下仁田町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のように改める。給水戸数、既決予定量3,572戸、補正予定量41戸の減、計3,531戸。2、年間給水量、既決予定量93万1,678立米、補正予定量2万6,213立米の減、計90万5,465立米。3、1日平均給水量、既決予定料2,553立米、補正予定量72立米の減、計2,481立米。

収益的収入及び支出、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款の区分のみ申し上げます。科目、第1款水道事業収益2億8,619万円、647万2,000円の減、計2億7,971万8,000円、支出、第1款水道事業費用、既設予定額2億9,912万3,000円、補正予定額1,761万5,000円の減、計2億8,150

万8,000円。

資本的収入及び支出、第4条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額73,921千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額84,479千円」に、「過年度分損益勘定留保資金22,811千円、当年度分損益勘定留保資金51,110千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額379千円、過年度分損益勘定留保資金22,184千円、当年度分損益勘定留保資金61,916千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページをお願いいたします。

同じく、款の区分と補正予定額のみ申し上げます。科目、資本的収入、補正予定額700万3,000円、支出、第1款資本的支出、355万5,000円。

企業債、第5条、予算第5条（企業債）表中、「限度額28,700千円」を「限度額23,800千円」に改める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。科目、職員給与費、既決予定額4,921万2,000円、補正予定額20万6,000円の減、計4,900万6,000円。

他会計からの補助金、第7条、予算第9条を次のように改める。第9条、水道水源開発事業に係る企業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債及び過疎債の元利償還等及び児童手当に要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,252万5,000円である。

平成29年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

3ページの実施計画以降は、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

○議長 佐藤勇二 課長、資本的収入の700万3,000円を「減」と言わなかったもので、訂正をしてください。

○建設ガス水道課長 神戸宏 失礼しました。

訂正いたします。収入の資本的収入、700万3,000円の減でございます。大変失礼しました。

続きまして、第25号議案をお願いいたします。

第25号議案 平成28年度下仁田町ガス事業会計補正予算（第1号）。

総則、第1条、平成28年度下仁田町ガス事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、平成28年度下仁田町ガス事業会計予算第2条に
定めた業務の予定量を次のように改める。1、供給戸数、既決予定量1,258
戸、補正予定量26戸、計1,284戸。2、年間供給量、87万9,419
立米、補正予定量5万5,002立米の減、計82万4,417立米。3、1
日平均供給量、既決予定量2,409立米、補正予定量151立米の減、計
2,259立米。

収益的収入及び支出、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の
予定額を次のとおり補正する。科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読
み上げます。なお、款の区分のみ申し上げます。第1款ガス事業収益、1億
7,367万6,000円、2,247万5,000円の減、計1億5,120
万1,000円。支出、第1款ガス事業費用、1億6,250万3,000
円、2,008万9,000円の減、計1億4,241万4,000円。

資本的収入及び支出、第4条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が
資本的支出額に対し不足する額28,767千円」を「資本的収入額が資本
的支出額に対し不足する額26,802千円」に、「当年度分消費税及び地
方消費税資本的収支調整額2,092千円」を「当年度分消費税及び地方消
費税資本的収支調整額1,491千円」に、「過年度分損益勘定留保資金
15,432千円」を「過年度分損益勘定留保資金25,250千円」に、
「当年度分損益勘定留保資金11,243千円」を「当年度分損益勘定留保
資金61千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
次のページをお願いいたします。

款の項目と補正予定額を申し上げます。収入、第1款資本的収入、730
万円の減、計1,470万2,000円。支出、第1款資本的支出、926
万5,000円の減、計4,150万4,000円。

企業債、第5条、予算第5条（企業債）表中、「限度額22,000千
円」を「限度額14,700千円」に改める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第6条、予算第8
条に定めた経費の金額を次のように改める。科目、1、職員給与費、既決予
定額4,620万4,000円、補正予定額947万5,000円の減、計
3,672万9,000円。

たな卸資産購入限度額、第7条、予算第10条に定めた、たな卸資産購入
限度額の「限度額66,040千円」を「限度額55,570千円」に改め
る。

平成29年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

3 ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案理由の説明が終わりましたので、第19号議案から第25号議案までに対する質疑に入ります。質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。

それでは、質疑を願います。岡田武二君

○11番 岡田武二 28年度の一般会計補正予算（第5号）について質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、ページ数が19ページです。環境衛生費、これについて質問させていただきます。

放射性物質汚染対策事業、10万8,000円の減額ですが、これについて教えてください。

○議長 佐藤勇二 保健環境課長

○保健環境課長 猪野馨 お答えいたします。

この10万8,000円につきましては、入札の差金ということでございます。

○議長 佐藤勇二 岡田武二君

○11番 岡田武二 入札の差金、それでありありがとうございました。

それで、その放射性物質、その後、今現在、吉崎の山に保管されているわけですが、これは今後どういう方向で行くのか教えていただきたいんですけれども。

○議長 佐藤勇二 岡田武二君

○11番 岡田武二 恐らく答えられないのかなと思うんですけれども、先般、いろいろな情報、いろいろなものを見る中で、濃度が下がった場合にはそのまま保管するという町村が大分関東周辺で出ているようです。

そういう中で、下仁田町として今後どういう方向でやるのか、その辺のところも含めて町長いかがでしょうか。

（「休憩」の声あり）

○議長 佐藤勇二 暫時休憩します。

休 憩 午前11時27分

再 開 午前11時28分

○議長 佐藤勇二 休憩を解いて再開します。

町長

○町長 原秀男 その件に関しては、まだ国の指針が出ていないということで、今後の動向を見るということになると思います。

○議長 佐藤勇二 岡田武二君

○11番 岡田武二 検討して、はやめに方向性を出していただいてはどうかと思っています。

それと、もう1点ですが、21ページです。林業施設費、林業作業道総合整備事業、これについてのあれは、法が変わったので減額ということでありました。それは理解しております。ただ、今までの林業作業道を見ていますと、3月に予算化して繰越明許と、それも6,000万円というようなあれがありました。この作業道の繰越明許費については、私も再三言っておりますけれども、下仁田町の森林組合がこれを開発したというような作業道ではないかと思っています。

そういった中で、町長、県のほうの歳出が9月ごろじゃないとこの作業道のあれが出てこないということなんですね。一番真夏の要するに林業作業ができる時期に作業道ができない。大変森林組合もロスの冬場の日照のないときに作業道をつくっているということなんですね。そういった面では、やはり早目にその支出をしていただくような働きをこれはお願いしておきたいと思います。町長の考え方をひとつお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 町長

○町長 原秀男 町の判断もあるんですけども、県のほうにもそのように話をしまして、もう少し合理的にできればなと思います。よろしくお願いします。

○議長 佐藤勇二 岡田武二君

○11番 岡田武二 ありがとうございます。

そういった面で、やはり単年度決算ということはあくまでも基本でありますので、そういった繰越明許が、公然とやられるような事業内容のないような働きをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 佐藤勇二 ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長 佐藤勇二 それでは、質疑がないようですので、質疑を終結して、第19号議案から第25号議案の7議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決

定いたしました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第20、第26号議案から第32号議案までを一括議題といたします。

まず、第26号議案 平成29年度下仁田町一般会計予算から順次説明を願います。総務課長

(神戸哲総務課長 登壇)

○総務課長 神戸哲 命によりまして、第26号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第26号議案 平成29年度下仁田町一般会計予算、平成29年度下仁田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億8,400万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

1 款町税 8 億 3, 4 3 5 万 4, 0 0 0 円、2 款地方譲与税 5, 1 0 0 万円、3 款利子割交付金 6 5 万 4, 0 0 0 円、4 款配当割交付金 3 0 5 万 5, 0 0 0 円、5 款株式等譲渡所得割交付金 2 5 2 万 7, 0 0 0 円、6 款地方消費税交付金 1 億 2, 6 0 0 万円、7 款ゴルフ場利用税交付金 1, 0 0 0 万円、8 款自動車取得税交付金 1, 0 0 0 万円、9 款地方特例交付金 7 0 万円、1 0 款地方交付税 2 2 億 5, 8 0 0 万円、1 1 款交通安全対策特別交付金 1 4 0 万円、1 2 款分担金及び負担金 3, 4 6 1 万 7, 0 0 0 円、1 3 款使用料及び手数料 4, 6 6 3 万 7, 0 0 0 円、1 4 款国庫支出金 4 億 5, 2 5 6 万 8, 0 0 0 円、1 5 款県支出金 3 億 2, 2 9 7 万 1, 0 0 0 円、1 6 款財産収入 3 0 6 万 3, 0 0 0 円、1 7 款寄附金 1 億 2, 0 1 6 万 1, 0 0 0 円、1 8 款繰入金 3 億 1, 5 3 1 万 2, 0 0 0 円、1 9 款繰越金 1, 0 0 0 円、2 0 款諸収入 9, 4 6 8 万円。

4 ページをお願いいたします。

2 1 款町債 4 億 9, 6 3 0 万円、歳入合計 5 1 億 8, 4 0 0 万円としたいとするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。1 款議会費 7, 6 0 4 万 3, 0 0 0 円、2 款総務費 7 億 5, 4 3 0 万 4, 0 0 0 円、3 款民生費 1 1 億 7 8 4 万 3, 0 0 0 円、4 款衛生費 7 億 1, 0 9 1 万円、5 款労務費 2 3 9 万円、6 款農林水産業費 2 億 8, 3 7 8 万 9, 0 0 0 円、7 款商工費 5 億 7, 2 9 3 万 4, 0 0 0 円、8 款土木費 2 億 7, 7 2 9 万 4, 0 0 0 円。

6 ページをお願いいたします。

9 款消防費 2 億 6, 6 0 6 万 9, 0 0 0 円、1 0 款教育費 4 億 6, 8 8 8 万 6, 0 0 0 円、1 1 款災害復旧費 1 万 2, 0 0 0 円、1 2 款公債費 6 億 5, 2 8 2 万 3, 0 0 0 円、1 3 款諸支出金 7 0 万 3, 0 0 0 円、1 4 款予備費 1, 0 0 0 万円、歳出合計 5 1 億 8, 4 0 0 万円としたいとするものでございます。

8 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為でございます。土地開発公社の借入金に対する債務保証で、期間を平成 2 9 年度から債務完了の年までとし、限度額を 1, 0 0 0 万円に約定利息を加えた額と定めたいとするものでございます。

次に、第 3 表、地方債でございます。起債の目的と限度額は、過疎対策事業過疎対策事業債 3 億 3, 0 9 0 万円、過疎対策事業過疎対策事業債（ソフト事業分）5 4 0 万円、臨時財政対策債 1 億 6, 0 0 0 万円、限度額計 4 億

9, 630万円で、起債の方法は証書借り入れまたは証券発行、利率は年5%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率といたします。償還の方法は、借入先の融資条件による。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借りかえすることができるとしたいとするものでございます。

9ページをお願いいたします。

次に、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきまして、説明を省略させていただきます。また、12ページの2の歳入及び28ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 以上で一般会計予算の説明が終わりました。

続いて、第27号議案 平成29年度下仁田町国民健康保険特別会計予算、第28号議案 平成29年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算及び第29号議案 平成29年度下仁田町介護保険特別会計予算について、健康課長に説明を求めます。健康課長

(荻野英雄健康課長 登壇)

○健康課長 荻野英雄 命によりまして、第27号議案から第29号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

79ページをお願いいたします。

第27号議案 平成29年度下仁田町国民健康保険特別会計予算、平成29年度下仁田町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億3,680万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める

第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を

生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成27年3月9日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款国民健康保険税2億632万9,000円、2款使用料及び手数料10万円、3款国庫支出金2億5,574万1,000円、4款療養給付費交付金3,867万1,000円、5款前期高齢者交付金2億9,730万9,000円、6款県支出金6,778万5,000円、7款共同事業交付金2億6,394万8,000円、8款財産収入1万円、9款繰入金1億573万9,000円、10款繰越金1,000円、11款諸収入116万7,000円、歳入合計12億3,680万円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。1款総務費765万円、2款保険給付費7億3,268万8,000円、3款後期高齢者支援金等1億3,062万6,000円、4款前期高齢者納付金等9万3,000円、5款老人保健拠出金1,000円、6款介護納付金5,397万3,000円、7款共同事業拠出金2億7,673万8,000円、8款保健事業費1,255万4,000円、9款基金積立金1万円、10款公債費9万5,000円、11款諸支出金137万2,000円、12款予備費2,100万円、歳出合計12億3,680万円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

次に、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略をさせていただきます。また、86ページの2の歳入及び92ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会にてご説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。

次に、99ページをお願いいたします。

第28号議案 平成29年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算、平成29年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,850万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入です。1款後期高齢者医療保険料7,649万1,000円、2款使用料及び手数料1万9,000円、3款繰入金5,551万8,000円、4款繰越金1,000円、5款諸収入647万1,000円、歳入合計1億3,850万円としたいとするものでございます。

次に、歳出です。1款総務費180万6,000円、2款保健事業費698万3,000円、3款後期高齢者医療広域連合納付金1億2,868万9,000円、4款諸支出金2万1,000円、5款公債費1,000円、6款予備費100万円、歳出合計1億3,850万円としたいとするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略をさせていただきます。また、104ページの2の歳入及び106ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。

次に、109ページをお願いいたします。

第29号議案 平成29年度下仁田町介護保険特別会計予算、平成29年度下仁田町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12億5,979万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時

借入金の借り入れの最高額は2, 000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。1款保険料2億4, 109万2, 000円、2款使用料及び手数料2万3, 000円、3款国庫支出金3億1, 164万1, 000円、4款支払基金交付金3億4, 465万6, 000円、5款県支出金1億8, 407万3, 000円、6款財産収入3, 000円、7款繰入金1億7, 339万3, 000円、8款繰越金1, 000円、9款諸収入491万1, 000円、歳入合計12億5, 979万3, 000円としたいとするものでございます。

次に、歳出でございます。1款総務費1, 490万円、2款保険給付費11億9, 822万5, 000円、3款財政安定化基金拠出金1, 000円、4款基金積立金3, 000円、5款地域支援事業費4, 566万円、6款公債費1, 000円。

次のページをお願いいたします。

7款諸支出金3, 000円、8款予備費100万円、歳出合計12億5, 979万3, 000円としたいとするものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきまして、省略をさせていただきます。また、115ページの2の歳入及び120ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会で説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 ここで暫時休憩します。

午後1時より再開をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

○議長 佐藤勇二 休憩を解いて再開をします。

次に、第30号議案 平成29年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算、第31号議案 平成29年度下仁田町水道事業会計予算及び第32号議案 平成29年度下仁田町ガス事業会計予算について、建設ガス水道課長に説明を求めます。建設ガス水道課長

(神戸宏建設ガス水道課長 登壇)

○建設ガス水道課長 神戸宏 命によりまして、第30号議案、第31号議案、第32号議案を朗読し、ご提案、ご説明をいたします。

第30号議案 平成29年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算、平成29年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,045万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算、款の区分と予算額を申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金834万円、2款使用料及び手数料1,646万8,000円、3款国庫支出金2,204万5,000円、4款県支出金724万円、5款財産収入1,000円、6款繰入金1,256万2,000円、7款諸収入2,000円、8款町債1,380万円、歳入合計8,045万8,000円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。1款浄化槽事業費7,394万2,000円、2款公債費651万6,000円、歳出合計8,045万8,000円。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債、起債の目的、浄化槽施設設置事業（下水道事業債）、限度額690万円、浄化槽施設設置事業（過疎対策事業債）、同じく限度額690万円、限度額計1,380万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、1の総括につきましては、説明を省略させていただきます。137ページの2の歳入、139ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会において説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、第31号議案をお願いいたします。

第31号議案 平成29年度下仁田町水道事業会計予算、総則、第1条、平成29年度下仁田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。1、給水戸数3,531戸、2、年間給水量90万5,465立米、3、1日平均給水量2,481立米。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。款の区分と予定額を申し上げます。収入、第1款水道事業収益2億7,679万1,000円、支出、第1款水道事業費用2億9,509万円。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,196万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額17万5,000円、過年度分損益勘定留保資2,196万6,000円、当年度分損益勘定留保資金5,982万円で補填するものとする。

収入、款の区分と予定額を申し上げます。第1款資本的収入8,989万9,000円、支出、第1款資本的支出1億7,186万円。

企業債、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、配水本管布設替工事、限度額2,470万円、起債の方法、証書借り入れ、利率、年5%以内、償還の方法、貸付先の融資条件による。

一時借入金、第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をこの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1、職員給与費4,880万6,000円。

他会計からの補助金、第9条、水道水源開発事業に係る企業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債及び過疎債の元利償還等及び児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は8,164万9,000円である。

棚卸資産購入限度額、第10条、棚卸資産購入限度額は198万9,000円と定める。

重要な資産の取得及び処分、第11条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。1、取得する資産、種類、配水本管布設替工事、名称、県道下仁田上野線本管布設工事（川井から跡倉）、県道下仁田上野線本管布設に伴う舗装本復旧工事（青倉）、数量、L＝150.0メートル、PEパイ100ミリ、数量、A＝382平米、t＝10センチメートル。

平成29年3月7日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

平成29年度下仁田町水道事業会計予算実施計画以降につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

第32号議案をお願いいたします。

第32号議案 平成29年度下仁田町ガス事業会計予算、総則、第1条、平成29年度下仁田町ガス事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。1、供給戸数1,273戸、2、年間供給量79万2,191立米、3、1日平均供給量2,170立米。

収益的収入及び支出、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。款の項目と予定額を申し上げます。収入、第1款事業収益1億8,209万円、支出、第1款ガス事業費用1億7,196万8,000円。次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとお

りと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2, 889 万 9, 000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 213 万 5, 000 円、過年度分損益勘定留保資金 2, 676 万 4, 000 円で補填するものとする。

収入、款の項目と予定額を申し上げます。第 1 款資本的収入 2, 010 万 2, 000 円、支出、第 1 款資本的支出 4, 900 万 1, 000 円。

企業債、第 5 条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、ガス本管布設替工事、限度額 2, 010 万円、起債の方法、証書借り入れ、利率、年 5 % 以内、償還の方法、貸付先の融資条件による。

一時借入金、第 6 条、一時借入金の限度額は 1, 000 万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用、第 7 条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第 1 款ガス事業費用、第 1 項営業費用、第 2 項営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第 8 条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。1、職員給与費 3, 726 万 8, 000 円。

他会計からの補助金、第 9 条、児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 66 万円である。

棚卸資産購入限度額、第 10 条、棚卸資産購入限度額は 4, 951 万 3, 000 円と定める。

重要な資産の取得及び処分、第 11 条、重要な資産の取得及び処分は次のとおりとする。1、取得する資産、種類、ガス本管布設替工事、名称、県道下仁田上野線本管布設替工事（仲町）、数量、L = 90 メートル、PE パイ 200 ミリ、県道下仁田上野線本管布設がえに伴う舗装本復旧工事（仲町）、A = 386 平米、t = 10 センチメートル。

平成 29 年 3 月 7 日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

平成 29 年度下仁田町ガス事業会計予算実施計画以降につきましては、さきの議会全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 提案説明が終わりましたので、第 26 号議案から第 32 号議案までに対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをいたしておきます。

それでは、質疑をお願いします。岩崎正春君

○5番 岩崎正春 29年度の一般会計予算全般についてちょっとお尋ねしたいことがございます。

28年度補正予算については前町長の時代の流れもあるということですが、29年度予算については、原町政の特色を見定める指針となるわけです。

そこで、28年度予算から比べて29年度予算は前年比2億6,000万減の中で、町民サービスや各種整備も予算確保は一定額できて、さらに町長の公約にある3款4目のタクシー券をふやすということでは評価をしたいと思いますが、一方、財調からの繰入額が2億8,000万と、前年比に対して約6,300万円ほど増となっております。

基金取り崩しによる残高が10億円ぎりぎりという状態になるわけですが、当初予算を組むに当たって、機構改革は先ほど承認されたわけですがけれども、あわせて財政基盤を強化するための財政改革に取り組む姿勢はどのような姿勢で取り組んだのか、町長のご所見を伺いたいと思います。

○議長 佐藤勇二 町長

○町長 原秀男 今回の29年度予算に当たりまして、行政改革ということですがけれども、行政改革を含めてこの予算に対しての推進に当たっては、これまで町が進めてきた行財政改革を念頭に置きながら、最小の経費で最大の効果を生み出すと、こういうことを基本として、効率的な行政運営を目指しました。

そんな中で、地方交付税においてトップダウン方式の検討対象とされている全ての業務について検討を行いました。大まかなものは、事務事業の効率化の推進、2つ目に定員管理の適正化及び人材育成の推進、3番目に民間活力の活用、4番目に財政運営健全化の推進、5番目に地域協働の推進。

それで、新年度においてすぐに、細かい話ですが、着手できるという点では、街路灯のLED化を促進し電気代の削減を図る、2つ目に地方創生の推進、この件に合わせた組織機構の見直し、また町長、副町長及び教育長の出張にかかわる日当を廃止と、このようなことを目途に、町民満足を高めるために進めました。

以上です。

○議長 佐藤勇二 岩崎正春君

○5番 岩崎正春 概略をここで伺っておいて、予算決算委員会もありますことで

すから、今町長に答弁いただいた内容については、またあすにでも機会があればご質問をさせていただきたいと思いますが、私も12月議会で町長の所信について何点かお伺いしました中に、バスの無料化あるいは給食費の軽減について今後検討していくという答弁をいただいております。

さらに3月の議会では、バスの無料化について、私にしてみると大分後退したというのか、見方によれば白旗を上げちゃったような状況に見受けられるんですけども、今後、これらに対してはどのように町長としては予定しているのかお考えをお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 町長

○町長 原秀男 やはり同じ返事で、2月3月までのこの予算組みで、査定のほうでかなり追われまして、財政的な問題、また、これは根本的にバスの場合はまた考えなければいけないかなということもありまして、まだまだ検討の余地というか、そういう方向であります。

○議長 佐藤勇二 岩崎正春君

○5番 岩崎正春 財政基盤を確立強化していくということは、地方創生も年数に限りがありますので、やっぱり気を引き締めていかないと財政基盤が緩んでしまうというのが私の考えでありますし、今町長が述べられたように、きょうの6号議案では日当の廃止ということは行ったのでありますが、そういった細かい点でもさらに6号議案の中でもやれることがあったかなというふうに私は考えております。

中身についてはまた後日ただしたいと思いますが、機構改革に伴いまして実質課がふえたわけで、それによって今後地方創生に対してのマニュアルをつくるための財政改革というのを新たな町長のほうから提案を中身についてはしていただけるとありがたいと思います。

○議長 佐藤勇二 副町長

○副町長 吉弘拓生 議員からのご質問にありました基金の取り崩しをしながら今年度29年度につきましては事業推進をしていくわけですが、現在、国の国庫事業関係、公表のほうが少しおくれておるところがございます。こちらのほうにもしっかりと応募していきながら、できる限り財調を崩さない形で取り組みのほうは推進をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 そのほか質疑はございますか。佐藤博君

○6番 佐藤博 39ページ、民生費関係のところでは一点お伺いしておきたいと思っております。

昨日の新聞にはスマホ全戸配布は白紙ということで町長の意向が発表されたようでございます。２８年度からスタートした実証事業について、これはもう全て終了しているのか、また、２９年度以降にもその残務整理等を含めた作業があるのかどうか、そこをお伺いしたい。

○議長 佐藤勇二 健康課長

○健康課長 荻野英雄 ただいまのご質問でございますが、実証事業については、今回一般質問の中で、町長のほうから白紙ということで答弁がございました。

ただいまの残務整理云々というお話でございますけれども、実際に残務整理は考えていないんですが、実証事業に参加をいただきました青倉地域の皆様に対しましては、一旦今回の結果についてご報告をしたいというふうに考えています。

○議長 佐藤勇二 佐藤博君

○６番 佐藤博 一昨年の１１月に、ふるさとスマホと協定書を結んであるかと存じます。この事業に対して白紙ということであるならば、この協定も撤回する必要があるかと思います。この点について、原町長のお考えをお伺いしたい。

(発言する声あり)

○議長 佐藤勇二 暫時休憩します。

休 憩 午後 １時２５分

再 開 午後 １時２６分

○議長 佐藤勇二 それでは、休憩を閉じて再開をします。

そのほか質疑はございますか。堀口博志君

○１０番 堀口博志 一般会計、１３款使用料なんですけれども、これも今、暫時休憩中にご指摘があったように展望的な質問になってしまうと、今回これはいいのかなという疑問符はあるんですけれども、この教育使用料、この中で、既に使っていないのかなとは思ってますけれども、小坂グラウンドの使用料というのは入っていないんですか。

○議長 佐藤勇二 ページ数は何ページですか。

○１０番 堀口博志 ページ数を言ったほうがいいですか。１７ページです。

○議長 佐藤勇二 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 １７ページの教育使用料のことでよろしいでしょうか。

小坂グラウンドにつきましては社会体育施設から除いてありますので、こちらのほうには使用料は入っておりません。

○議長 佐藤勇二 堀口博志君

○10番 堀口博志 すみません、小坂グラウンドの使用料はどこに入っているんですか。

○議長 佐藤勇二 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 グラウンド等につきましては社会体育施設の使用料に入っておりますが、小坂のグラウンドは今、社会体育施設としての扱いをしておりませんので、貸し出しをしておりませんので、計算には入っておりません。

○議長 佐藤勇二 堀口博志君

○10番 堀口博志 グラウンドとして使用していないということなんですか、そうすると。だから、当然使用していないから使用料に見込みが入っていないということなんですか。

○議長 佐藤勇二 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 貸し出しをしておりませんので、使用料が入ってくることはないということです。

○議長 佐藤勇二 堀口博志君

○10番 堀口博志 では、現状はどうなっているのか、ちょっと真に問えない質問になって申しわけないですけども、あそこにあるということはそのままだと思ってしまうんですけども、今後、グラウンドの名称が入っていて、収入源が少ない、固定化されている中で、やはりあるものを利用しての収入というの必要ではないかなと思います。

現状で使用者がいないと。貸し出さないからいないのだから、使用料を取れない状況にあるのだから、現状として施設として使用料を取る気が今後あるんですか、ないんですか。

○議長 佐藤勇二 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 現状では、グラウンドとして使える状況にはありません。

○議長 佐藤勇二 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 すみません、ちょっと時間をいただきたいと思うんですが。

○議長 佐藤勇二 暫時休憩します。

休 憩 午後 1時31分

再 開 午後 1時35分

○議長 佐藤勇二 休憩を解いて再開をします。

教育課長

○教育課長 大河原順次郎 お答えします。

今現在、財産的には教育委員会の財産として管理を行っております。使える状況ではないので、貸し出しをしておりません。今、草刈り等をして、緊急時のヘリポートの利用の申請があったときに貸し出しをしているような状況であって、今現在はグラウンドとしての機能は果たしていない形となっております。

○議長 佐藤勇二 堀口博志君

○10番 堀口博志 小坂グラウンドがここまでに至るのに、造成するにも大変ご苦労があったと思います。借地で、ただいま借地料を払いながら、また買い上げをした部分等々で今の状況が形成されているんじゃないかと。

ただ、そうなると今、草刈りをしているだけで遊ばせておくという、言葉は違うかもしれませんが、手をかけて遊ばせておくという状況にあるのかなと思うんですけれども、財産としてやっぱり活用していかなければいけないかな、また活用をどうしていくかということを入れておかなければいけないのかなと思います。

当初予算の案では、その使用料について財産収入についての質問にはなるんですけれども、これを教育財産ではあるけれども、課としての利活用、例えば今課長からも話があったけれども、草を刈っていると。しかし、それを町長の言うように協働、地域の人に任せてお願いをして、地域でグラウンドゴルフでも、あるいはそういうものにも活用できないのかなと。あるいは、課を越えれば、今後の方針は別ですけれども、残土処理場とか。あそこは水が上がって大変な整備が必要になってくる。ですから、一時その残土処理的にも、土を入れて小高く盛り上げた上でのまた使用を考えると、やはり財産を生かすということが必要じゃないかと思います。その辺町長どうでしょう。

○議長 佐藤勇二 町長

○町長 原秀男 その方向で検討します。

○議長 佐藤勇二 堀口博志君

○10番 堀口博志 そう言われると、後に質問がないので、終わります。

○議長 佐藤勇二 そのほかございますか。佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 町長、今の「検討します」という答弁ですけれども、小坂のグラウンドそのものは遊水池という一つの目的があったはずなんだよね。ですから、あそこのところの堰堤をかさ上げすることはできないんです。ということで、質問の本題に入ります。

一般会計、2 款、3 2 ページ、乗合バス運行事業、それとあと、教育費の中でスクールバスに約4, 2 0 0 万円、合わせてバスの運行に6, 1 0 0 万円ほどの予算が出ているんですけども、最近マスコミでも大分取り上げられている人手不足、ドライバーの人手不足が著しい状況です。あわせて、今委託しているバスの運転手さんの労働配分率が幾ら程度になっているかわかりますか。というのは、バスの運転手さんの賃金がまことに安いという不満が出ておるので、労働配分率をお尋ねします。

○議長 佐藤勇二 地域創生課長

○地域創生課長 永井邦佳 しもにたバスのほうの関係でございますけれども、平成29年度にまた上信ハイヤーのほうに委託をする予定で考えております。上信ハイヤーでは今、運転手につきましては10人の登録ということで、10人体制での運行をやっているところでございます。

しもにたバスにおける委託費に占める人件費の割合を委託先のほうに聞いたところが、見積りによりますと、約78%が人件費ということでございます。そのほかに燃料代、修繕料、それから保険料等であるということでございました。これが議員のおっしゃっている割合というところで正しい答弁なのかちょっとわからないのでありますけれども、そういった資料をいただいております。

○議長 佐藤勇二 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 いずれにしても、現場で働くドライバーの賃金に対する不満が出ています。それとあわせて、高齢ドライバーが在籍していると。なかなか今の状況だと欠員ができたときの補充が大変ですと、こういうようなことも危惧されていることなので、よく委託料を検討するか、委託先とよく協議をする中で、運転手の確保が必ずできるような方策を検討をしておく必要があると思います。

○議長 佐藤勇二 答はいいですか。佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 あとは、一般会計の50ページ、小口資金融資対策、今、この小口資金の申し込み、役場の担当に申し込みは金融機関が来ているんですか。

○議長 佐藤勇二 農林商工課長

○農林商工課長 岡野弘行 小口の審査会には金融機関さんに来てもらっております。

○議長 佐藤勇二 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 過日もちょっとお尋ねしましたけれども、貸し出し金利と保

証料は何％ですか。

○議長 佐藤勇二 農林商工課長

○農林商工課長 岡野弘行 貸し出し金利は現在2.6％です。それで、保証料の率ですけれども、20％でございます。

(「何％ですか」の声あり)

○農林商工課長 岡野弘行 20％でございます。

(「保証料20％ですか」の声あり)

○農林商工課長 岡野弘行 はい。

○12番 佐藤公夫 保証料が20％なんていうのは、高利貸しでもやっていないよ。もっとも高利貸しには保証料はつかないからいいんですけれども。

まず、2.6％。日本の金融がマイナス金利である中で、2.6％に、そのほか保証協会保証料、プラスアルファすると3％を超える貸し出しになるかと思うんですけれども、それでは、445万1,000円の内訳をお願いします。わからなければ、利子の補填が幾ら、保証料の補填が幾ら。

○議長 佐藤勇二 農林商工課長

○農林商工課長 岡野弘行 まず、利子の補給金、これが144万8,000円です。それから小口資金の融資保証料補助、これが100万円でございます。それから、中小企業安定資金融資保証料補助が2,000円でございます。それから、中小企業経営安定化貸付預託金のほうが200万円でございます。それから、損失の補償のこれのほうが科目設定で1,000円でございます。以上でございます。

○議長 佐藤勇二 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 いずれにしても、小口資金の金利が町で払うのが保証料を補助で約250万円。今、日本政策投資銀行に融資を申し込めば、保証料はゼロ、金利が1％。小口融資から比べると、小口融資のほうが金利だけで1.6％高い。保証料を含めると、保証料はそれぞれの企業によって保証協会が0.2％から1.2％までの格差をつけるようなんですけれども、平均すれば0.6％。これだけ高いものを行政が窓口を使って町内の企業家に融資をするというのは、幾ら補填していたとしても、少しこれは考え……、少しどころじゃない、大いに考えてもらわなくてはならないことなんですけれども、いかがですか。

○議長 佐藤勇二 農林商工課長

○農林商工課長 岡野弘行 現在、町の金融会のほうにご相談を申し上げておまして、もう少し利率を引き下げられないとということでご相談を持ちかけて

おりまして、幾日か前なんですけれども、ちょっとお答えをいただきまして、0.5%ぐらい下げられるのではないかとということでお話をいただいておりますので、それを勘案しまして利率を決定したいと今考えております。

○議長 佐藤勇二 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 町の担当課に金融機関が小口融資の申込書を持ってくるからダメなんだ。融資を受けたいという人が直接申込書を持ってくる。直接申込書を持ってきたら、「小口融資資金を使うよりも、商工会へ行って日本政策投資銀行から借りたほうが安いですよ」と。今現在で、金利だけで1.6違うんだよね。だから金融会が町の担当課に小口の申し込みに来るのではなくて、融資を受けたい人が直接町のほうに申込書を提出する方向に変更したらいかがですか。

○議長 佐藤勇二 農林商工課長

○農林商工課長 岡野弘行 今までの長い歴史の中でそういう形でやってきましたので、ちょっと内容については今後詰めて考えてみないと、今すぐにここでご返事ということはできませんので、ちょっと今、その辺でお願いしたいと思います。

○議長 佐藤勇二 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 そうということで、金利が高いと、0.5%ぐらい下げたんじゃないんだという意見がありましたと伝えてください。

それとあと、荒船の湯は、指定管理者でことしで丸々2年経過するところなんですけれども、荒船の湯の経営状況を把握できていますか。

○議長 佐藤勇二 観光課長

○観光課長 林通典 お答えします。

議員さんご指摘のとおり、27年7月から平成30年3月までの3カ年の指定管理の契約の中で、この3月で2年目が過ぎようとしております。

毎月、観光協会からは、1カ月ごとの入込数、売上の実績報告が届いております。それによりますと、手元の資料は1月末までのデータですが、1月末までの入り込みが、10カ月ですね、28年度、3万3,800人、前年比で13%ほど前年同期と比較して落ち込んでおります。売り上げにつきましても、1月末現在の10カ月間ですけれども、28年度売り上げが2,810万、前の年度の同期と比較して18%落ち込んでいるという状況で、年度途中、もう少し努力してくれという指示は出しておりますが、今現在そのような状況になっております。

○議長 佐藤勇二 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 1, 500万円の委託料を出して、10万でも100万円で
も少なくならなかったら3年後に廃止と、閉鎖ということで指定管理者制度
を取り入れたと思うんですけれども、その辺のところは観光協会も承知をし
ておりますか。

○議長 佐藤勇二 観光課長

○観光課長 林通典 事務局長からは、そういう認識を持っているというふうに聞
いております。

○議長 佐藤勇二 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 町長に伺います。この29年度の予算が終了した時点で、
30年度の予算のときにどうするか。このままで行けば、もう既に2年経過
をして、1, 500万円の委託料は減額にならないと。今働いている人たちは、
「3年間、議会が1, 500万ずつ出すんだから、そんなに努力しなく
たっていいや」という感触で働いているようですけれども、あと1年後、荒
船の湯をどういうふうにするか、今から検討をしておいていただきたいと思います。

以上。

○議長 佐藤勇二 そのほかに質疑はございますか。島崎絃一君

○9番 島崎絃一 一般会計の町の単独事業について。ページ数は多岐にわたりま
すので割愛しますが、今現在、町の単独事業、各課にまたがるわけ
ですけれども、どのくらいあって、予算的にどのくらいトータル的に占めてい
るのかお伺いします。

○議長 佐藤勇二 総務課長

○総務課長 神戸哲 町の単独事業ということですが、今ここでこういう事
業がありますというのは、ちょっと多過ぎてなかなか言えないのですが。申
しわけないです。

○議長 佐藤勇二 島崎絃一君

○9番 島崎絃一 県においても、かつては「ぐんまクリーン大作戦」、あるいは
今、「緑の県民基金事業」があるわけですが、大体5年前後で見直し
をして、効果が出ればそれでよしと。それでまた新たな単独事業を始めてい
るわけですが、今までそういった町の単独事業に対して検討はしてい
るか、あるいは事業仕分けの対象として第三者を含めた検討委員会に乗せて
いるか、この辺の流れについてお伺いしておきます。

○議長 佐藤勇二 総務課長

○総務課長 神戸哲 町の予算を立てるとき、予算編成方針というのがございまし

て、29年度の予算編成方針の中で、事業の必要性が薄れているものについては廃止するなり徹底的に見直しを図ることということで、各課のほうで見積りをつくって出してきたものをまた町長査定ということで、内容を精査して今の予算となつてございます。

○議長 佐藤勇二 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 中には20年30年同じ形で単独事業で補助金を出していると。しかしながら、その受け皿となる組織については、当時の3分の1、4分の1の組織でも、なおかつ依然として補助金を出しているようなことも見受けられます。

そういう中で、町の単独事業は、やっぱり住民サービスあるいは町の活性化に欠かせないものでありますけれども、時代とともに町の情勢は変わってきているわけで、やはり人口減少とか少子高齢化で、町長も新たに給食の無料化、保育園の無料化あるいは町営バスの無料化と新たな町の単独事業を掲げているわけですが、財政的に見通しがつかないとか何とかで、それも検討中ということでございますけれども、新しい単独事業をやろうとすれば、やはり絶えず町の単独事業は見直して、費用対効果をよく見て、やはり時代とともに内容を変えていかないととんでもないことになってしまうわけで、町長の公約も実現不可能に近いわけで、この部分はもう経済効果がある程度認められて廃止をしていいとか、その辺のめり張りをやはり当初予算には説明できるような形で提示していただけたらと思うんですけれども、先ほどの町全体でどのくらいの単独事業があるか、その辺のところはいつどういう形でお示ししていただけるのですか。

○議長 佐藤勇二 総務課長

○総務課長 神戸哲 できれば予算決算の中でちょっとお話ししたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤勇二 島崎紘一君

○9番 島崎紘一 それでは、それぞれの課によって、いつごろから補助事業を始めてどういう程度に今進んでいるか、その辺も含めて一覧表を用意するようをお願いしておきます。

以上です。

○議長 佐藤勇二 そのほかございますか。質疑のある方。千野榮治君

○8番 千野榮治 予算決算で聞こうと思ったんだけど、余りにもみんな質問があるので、ちょっと私も質問させていただきます。

歳入は18ページ、歳出は51ページ、これは、新規事業のことをちょっ

とお聞かせしていただきたいと思います。

14款2項1目、「お試しサテライトオフィス」とかいうのが出ていたんですけれども、これも前にちょっと説明していただいたと思うんですけれども、これは10分の10だから、全くこちらから出すお金じゃなく、国のほうがやっていきなさいよということで補助金をつけていただいたと思うんですけれども、これについて、ちょっと悪いけれども、説明をもう一度していただけますか、内容を。

○議長 佐藤勇二 地域創生課長

○地域創生課長 永井邦佳 これは全協でもご説明をちょっとさせていただきましたが、国の事業にこれがまだ該当しているというわけではなくて、この事業に応募するに当たって、平成29年度に予算化がされているかというのがまず条件であるということなので、一つ申し添えておきます。

これは、総務省が行ないます事業の委託を受けるという事業でございます。総務省が実施する三大都市圏、これは関東、中部、近畿という三大都市圏に所在する企業、これに対して、その企業が地方に出てどういった仕事ができるかというふうなニーズ調査を行います。この調査結果に基づきまして、このお試しサテライトオフィスモデル事業に該当する自治体は、その資料を使って地域にサテライトオフィスとして企業を呼び込むような、そういう戦略を策定するというところでございます。

その策定した戦略に基づきまして、お試しで1年間首都圏から企業の方々に来ていただいた中で、企業が求めるもの、それからこちらの地域の行政が求めるもの、そういったものの意見交換をしながら、本当に地方に企業が出てくるためにはどういう役割を果たしたらいいのかというふうな部分、そういったものを考えた戦略を策定するというところでございます。

この戦略の策定を当然国からの委託で受けますので、また国のほうに結果を上げるということになります。国のほうとすると、このモデル事業をまた全国に、こういうところが成功している事業がありますよというようなことで全国にこれを知らしめるというふうな事業になっております。

○議長 佐藤勇二 千野榮治君

○8番 千野榮治 お試しということだから、下仁田に国がこういうことでやってみようということで手を挙げたということだと思うんですけども、その内容というのが、全く今聞いているものじゃわからないね。

企業に来てもらったり、それは国のほうで、ある程度総務省のほうからこういう企業にあたりなさいよというような格好のアドバイスみたいなみたい

なものがあるのかね。それを、副町長がいるので、下仁田町にとって非常にすばらしいことであるんだか何だかちょっとわからないので、ちょっとその辺を教えてくれないかね。

○議長 佐藤勇二 副町長

○副町長 吉弘拓生 お答えいたします。

このお試しサテライトモデル事業は、総務省が平成28年度9月補正予算で事業化をした取り組みでございます。その9月補正予算の中で、国が三大都市圏の6万社を対象にアンケートをとっておるそうで、そのうちの大体3,500ぐらいの会社のほうから、そういったお試しサテライトに協力しますよというふうな回答を得られているということでございました。

ですので、今回の事業が採択されましたならば、その3,500社の中で、下仁田でこういうことをやったらどうですかというふうな誘致戦略といいますかそういったものを立てていたり、もしくは最終的には企業誘致につなげる、そういった取り組みのほうの戦略を立てていきたいというふうに考えております。

○議長 佐藤勇二 千野榮治君

○8番 千野榮治 そうすると、今言ったように3,000社ぐらいが一応のターゲットというかそういうのがあるということで、今度は下仁田がそういう人たちに来ていただくという下準備をしなくてはいけないと思うんだけど、下仁田がどんなような準備をして、これは10分の10だから100%国が持ってくれるということなんだけれども、ただやりましたという、下仁田に行ったら何の準備もしていないというんじゃないかとまずいので、その辺をちょっと具体的というか、ちょっとこういうふうにしたいんだよということを教えてもらえれば、応援をさせてもらいたいと思うんだけど。

○議長 佐藤勇二 副町長

○副町長 吉弘拓生 ありがとうございます。実際に企業さんがどういったところがいいかというのは、この事業が採択されて、お試し事業が始まってからの話になるんですけれども、例えば今、空き家、こちらが町内に500ございます。それから廃校になっている学校跡地、実際にそういったところを紹介するかと思うんですけれども、それが実際に事業者さんのニーズとしてマッチをしなければいけませんので、どういう形がいいのかというところは、このお試しサテライトオフィス事業の中で少し検討していく余地があるのかなというふうに考えております。

○8番 千野榮治 はい、わかりました。いいです。

○議長 佐藤勇二 いいですか、はい。

その他ございますか。よろしいですか。佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 ガス企業会計、ご承知のように群馬県では下仁田町だけが公営ガス企業を行っております。4月1日からガスの自由化がスタートすると。こういう中で、今後、この町営ガスをどのような形態で運営していくか。民間に委託をすることも一つの方法でしょうし、民間の信用ある都市ガス会社に全てを売却することも可能であろうかと思えますけれども、このままこれからガスの自由化がスタートしても、町としてこのガスの企業を存続していくのかどうか、ご返答願えればと思います。

○議長 佐藤勇二 建設ガス水道課長

○建設ガス水道課長 神戸宏 お答えいたします。

おっしゃるとおり、この4月からガスの小売りの自由化が始まります。今、群馬県内で1社とおっしゃいましたけれども、富岡市が4月から民間になるということで、まだ2社ございます、公営の企業は。

それで、4月からガスの小売りの自由化が始まるわけなんですけれども、ガス事業を取り巻く情勢は、人口減少等による需要家の減少などで非常に厳しいことになっております。また、これからそれを経営していくのも、大変公営としては厳しいことと思われます。

また、先ほど議決していただいた総合計画の中にも、ガスの民営化を検討していくということがございます。新年度事業にはガスの民営化に対する予算は盛り込んでございませんけれども、今後検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長 佐藤勇二 佐藤公夫君

○12番 佐藤公夫 町長、そういう方向でいいんですか。

○議長 佐藤勇二 町長

○町長 原秀男 そういう方向です。

○議長 佐藤勇二 よろしいですか。

○12番 佐藤公夫 はい、いいですよ。

○議長 佐藤勇二 そのほかございますか。佐藤博君

○6番 佐藤博 もう1点だけ聞かせてください。一般会計の65ページ、ジオパークの推進費についてお伺いしたい。

前年比から800万の減額、これは、はねこし峡の工事が終わったということで理解したんですが、内容、中身の説明の中で、研究者への補助が30万円というふうに過日の説明を受けたように思います。研究者が何名ぐらい

で、どういう組織、体制の中に30万円の補助を出すのか、一つお願いします。

○議長 佐藤勇二 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 まだ何団体にどれだけということではなくて、研究報告が少ないということがありますので、下仁田町で研究をしたいという申請を受けた段階で、じゃ、その研究に対して幾らお金がかかるから幾ら補助を出そうということで予算をとらせていただきました。

○議長 佐藤勇二 佐藤博君

○6番 佐藤博 日本ジオパーク認定、これにイエローカードという過日のお話を聞かせていただいたんですが、聞くとところによると、今現在の研究者といいますか先生方、大変遠くから出向いてくる、その旅費あるいはそういった手当等もほとんどないに近い状況なのかなというふうに、話を聞きながら私も伺った経緯がございます。

どんな状況での対応ができているのか、その現状でもって十分であるのか、この黄色がかかっている再認定に向けて、イエローカードがかかっている状況の打開ができるのだろうか、ここが正念場だと思うので、しっかりとした対応をしていただきたいという思いの質問なんですけれども、現状の対応はいかがでございましょう。

○議長 佐藤勇二 教育課長

○教育課長 大河原順次郎 自然史館として、ジオパーク推進室としての活動と、あと、今現在、自然学校としての活動等がございます。そんなこともあるので、先生方、おっしゃられたとおり遠くから出てきてくれている方々もいます。その方々について、下仁田協議会の会議等のものであれば旅費の手当ができておりますが、そのほか自然学校の授業であったりお手伝いであったりというものに対しては、旅費等の形は町から直接出ておりませんので、先生方にとっては大変な部分もあろうかと思えます。

○議長 佐藤勇二 佐藤博君

○6番 佐藤博 最後にちょっと町長に意向を聞きたいので、ひとつしっかり聞いておいていただきたいんですが、過日、私も先生に講演をお願いして、数万円をお支払いした。それが全て組織の会の中にまた充当されているという状況で資金繰りをされているという、「金がねえんで大変なんだい」という話もお伺いしました。

町長、そういう状況をぜひ察していただきながら、この後のジオパークの再認定に向けての手だて、この中にもそういったものの考慮もぜひ含めて考

えていただきたいということをお願いをしたいんですが、いかがでしょう。

(「休憩」の声あり)

○議長 佐藤勇二 暫時休憩します。

休 憩 午後 2時10分

再 開 午後 2時22分

○議長 佐藤勇二 休憩を解いて再開をします。

教育課長

○教育課長 大河原順次郎 お答えします。

本当の答えになるかどうかわからないんですが、町長も心配をしてくれて
いまして、先ほど言った研究費を含めて、予算の中では再審査に向けた予算
のほうはつけていただきました。

あと、佐藤議員から言われている自然学校とのかかわりなんですが、うち
からお願いしている部分については、委託費としてお支払いをさせてもらっ
ている部分がございます。

それとあと、自然学校の方々の特に遠くから来られる先生方の旅費等につ
きましては、うちから直接頼んでいるものについてはうちから支払いをする
ようになっておりますが、自然学校全体の中でプールをして支払いがされて
いるかと思えます。そんなこともあって、先生方に足りていない部分があろ
うかと思えます。

○議長 佐藤勇二 佐藤博君

○6番 佐藤博 ジオパークの認定が再認定に向けて瀬戸際という大変厳しい状況
であるからして、ぜひしっかりとお願いする意味においての対応をしていた
だきたいということを申し上げているわけであります。取り消しにならない
ように活動していただくための活動費として、ぜひ支援を惜しみなく対応し
ていただきたいと、こんなことだけお願いしておきます。

○議長 佐藤勇二 そのほか質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 よろしいですか。

(「はい」「すみません、ちょっといいですか」の声あり)

○議長 佐藤勇二 総務課長

○総務課長 神戸哲 先ほどの島崎議員への回答なんですが、町の単独事業につい
て、先ほど予算決算までと言ったんですが、多岐にわたりますもので、最悪、
最終の定例全協までということですのでよろしいでしょうか。

○議長 佐藤勇二 島崎紘一君

○ 9 番 島崎紘一 先ほど言った発言ですので、大いに努力をしていただいて、あしたまで待ちます。今のお願いで「はい、わかりました」とは言い切れませんので、よろしくご理解のほどお願いします。

(「議長、よろしいですか」の声あり)

○議長 佐藤勇二 農林商工課長

○農林商工課長 岡野弘行 失礼いたします。

先ほどの佐藤公夫議員さんのご質問の中で、保証料補助ということでご質問があったんですが、私、ちょっと勘違いをしてしまいまして、間違えた数字を言ってしまいました。

保証料補助については、複雑な計算等が必要なもので、一律ではないということでございますけれども、0.1%から0.8%の間ということでございます。おわびして訂正させていただきます。

○議長 佐藤勇二 佐藤議員、よろしいですか。

○ 1 2 番 佐藤公夫 はい。

○議長 佐藤勇二 そのほかなければ、質疑を終結してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長 佐藤勇二 それでは、第26号議案から第32号議案の7議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤勇二 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤勇二 次に、日程第21、陳情議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情は、総務常任委員会に付託したいと思います。

○議長 佐藤勇二 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 平成29年3月9日 午後 2時26分